

令和5年度地方税制改正の概要（県税関係）

以下の内容は、令和5年4月1日現在の法令等に基づくものです。

車体課税

1 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置きます。

そのうえで、2035年（令和17年）電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げるよう見直します（※）。

※ 令和5年4月～令和5年12月末： 現行の税率区分を据置き

令和6年1月～令和7年3月末： 1段階目の引上げ

令和7年4月～： 2段階目の引上げ

2 自動車税環境性能割の先進安全技術搭載車に係る特例措置の見直し

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加したうえで、令和7年3月31日まで適用期限を延長します。

なお、側方衝突警報装置のみ、または歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキ及び側方衝突警報装置いずれも搭載したトラックについては、側方衝突警報装置が義務化される令和6年4月30日までを適用期限とします。

3 自動車税種別割のグリーン化特例

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課及び重課について、適用期限を3年延長します。

なお、営業用乗用車の軽課については、適用対象車を段階的に重点化します。